

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

外貨建取引の通達改正

Q：外貨建債権債務の取扱いが改正になったそうですが、その内容を教えてください。

A：今回の改正では、短期外貨建債権債務に係る換算差損益について、先物外国為替契約等の締結日を含む事業年度において一括して損金または益金算入することが明らかにされました。

また、外貨建債権債務について通貨スワップ契約を締結している場合における換算元本額及び受取利子・支払利子に係る計算方法の特例が新設されました。

それによると、通貨スワップ換算元本額については、①通貨スワップ契約時の為替相場により換算した金額、②取引銀行との間で為替予約をとした場合の先物為替相場により換算した金額のいずれかによるものとし、一方、受取利子又は支払利子については、元本に対する利回りが一定となるよう通貨スワップ利子相当額を利息法により配分するか、単純に契約期間に応じて均等に期間配分するか、いずれかの方法によることとされています。

その他には、為替相場の著しい変動があった場合の長期外貨建債権債務の換算について、従来の取扱いは変えずに改定したうえで、同通達を適用する際の留意事項を改めて示しているほか、従来は法人税法上の外貨建債務に該当する法人発行の外貨建社債から除かれていた転換期間満了前の転換社債のうち、一定のものについて、短期外貨建債務として取り扱うことを認めることとしています。

